

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和8年5月25日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所1階101会議室に招集する。

記

- 議案第4号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について
- 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（権利の移転関係）について
- 報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第8号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について
- 報告第9号 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について
- 報告第10号 農地改良届出について

農業委員

出席者 13名

2番 井野 容次	3番 近藤 庄次	4番 近藤 輝彦	5番 加藤ふく子
6番 加藤 彰夫	7番 塚本 忠	8番 山本 坂一	9番 山田 正子
10番 杉本 常男	11番 神谷 友裕	12番 塚本 信子	13番 酒井 行教
14番 杉浦 俊広			

欠席者 1名

1番 山田 友樹

農地利用最適化推進委員

出席者 12名

1番 近藤 俊彦	2番 神谷 修二	3番 近藤 靖	5番 戸田 一成
6番 杉浦 克己	7番 三浦 和博	8番 尾嶋 二郎	9番 杉浦 克敏
10番 清水 文高	11番 平野 正美	12番 高須 哲也	13番 稲垣 重雄

欠席者 1名

4番 岡村 信幸

午前10時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 13番 酒井 行教 14番 杉浦 俊広

議 事

議 長 はじめに、議案第4号を上程します。

それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

1ページをお願いします。

議案第4号

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、別紙に沿って説明させていただきますので、ホチキス止めの別紙をお願いします。

農業委員会の状況についてですが、こちらは7年度当初に設定した数値を転記したのになりますので、説明を割愛します。

裏面をお願いします。Ⅱ最適化活動の実施状況についてです。

各項目の①の現状及び課題、②の目標については7年度当初の数値を転記したのになりますので、③の実績以降について説明します。

まず、1の最適化活動の成果目標の中段にあります③実績としましては、実績の表の一番下、目標に対する達成状況としては、97.8%であり、若干目標を下回っておりますが、点検結果としましては、担い手への利用集積の推進に努めており、今年度の活動は妥当と判断いたしました。

次に、(2)の遊休農地の発生防止・解消としては、3ページの上段に③実績があります。今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積は3.

5 h a で、目標の 0. 8 h a に対し達成状況は 4 3 8 % となっており、点検結果としましては、高齢化や耕作者不足による新たな遊休農地発生抑制及び解消を図る必要はありますが、今年度の活動は妥当と判断いたしました。

次に（3）の新規参入の促進ですが、実績は 4 ページになります。新規参入者は 2 経営体であり、取得農地面積は 0. 2 h a でした。点検結果としては、農業改良普及課や農業大学校と連携し、支援制度の周知や普及に努めており、今年度の活動は妥当と判断いたしました。続きまして、2 の最適化活動の活動目標ですが、下段の②に実績としましては、活動の強化月間を 3 回設定し、記載のとおり取り組んでいただきました。

5 ページをお願いします。（3）の新規参入相談会への参加については、中段の実績としては、今年度は地域計画のブラッシュアップにおける協議の場において、新規参入者の発掘を合わせて検討したとして計 4 回計上しております。

下段の総評といたしましては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」と判断しております。

6 ページをお願いします。Ⅲ事務の実施状況についてです。

1 総会、部会の開催実績としては毎月総会を開催しております。次に、2 農地法第 3 条に基づく許可事務としては、年間 2 3 件を処理・許可しており、3 農地転用に関する事務としては、農地法第 4 条許可が 6 件、第 5 条許可が 2 4 件で、合計年間 3 0 件処理・許可しております。4 の違反転用への対応については、令和 7 年度末時点の違反転用面積は 7. 8 h a であり、年度当初と比較して 0. 6 h a の解消と記載しておりますが、こちらは誤りで正しくは 0 h a となります。違反転用が確認された際には農地への復旧を促す通知をお送りしていますが、今後も早期発見及び未然防止に努めたいと考えております。

別紙については以上となります。

議案書の 1 ページに戻っていただきまして、

(2) 提案理由について

この案を提案したのは、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないからであります。

以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案第4号を原案通り決定します。

議長 次に、議案第6号整理番号22から24を上程します。なお、本件は農業委員会等に関する法律第31条第1項により、私、加藤彰夫は退席いたします。退席中の議事進行は杉浦会長代理をお願いいたします。

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊広 委員 それでは事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明させていただきます。6ページをお願いします。

議案第6号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 2 2〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和 8 年 7 月 1 日から令和 1 8 年 1 月 3 1 日まで

以下、8 ページの〔整理番号 2 4〕までの申し出がありました。
内容については、記載のとおりです。

説明は以上です。

杉浦俊広 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
委 員 議案第 6 号整理番号 2 2 から 2 4 を原案のとおり可決することにご異
議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第 6 号整理番号 2 2 から 2 4 を原案通り決定し
委 員 ます。

(加藤彰夫委員着席)

議長 それでは、議案第5号から議案第7号及び報告第6号から報告第10号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

議案第5号

農地法第5条の規定による許可申請について

〔受付番号3〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、富士松北小学校の南西約90mのところに位置しています。農地区分は、市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて家族2人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。そこで、市街化調整区域内ではありますが、分家住宅1棟89.13㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

なお、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

〔受付番号 4〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

住宅敷地

申請地は、井ヶ谷市民館の北約 900 m のところに位置しています。農地区分は、概ね 10 ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断いたしました。

申請人は、住所地にて家族 2 人で暮らしていますが、手狭になってきたため、新たな住宅の建築を計画しました。しかしながら、計画地に接道がなく住宅敷地とするため、本申請に及んだものです。

また、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

3 ページをお願いします。

議案第 6 号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 13〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和8年7月1日から令和17年11月30日まで

以下、6ページの〔整理番号21まで及び25から26〕までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

続いて、10ページをお願いします。

議案第7号

農用地利用集積等促進計画（権利の移転関係）について

〔整理番号1〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和8年7月1日から令和15年11月30日まで

(賃貸借権の設定等を受けている者)

●●●●

以下、11ページの〔整理番号3〕までの申し出がありました。
内容については、記載のとおりです。

12ページをお願いします。

報告第6号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

〔受付番号1〕

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

共同住宅建築

以下、13ページの〔受付番号6〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

14ページをお願いします。

報告第7号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

〔受付番号7〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

共同住宅建築

以下、16ページの〔受付番号21〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

17ページをお願いします。

報告第8号

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

〔整理番号3〕

(法人の概要)

●●●●

(経営面積)

田 159ha

畑 11ha

(当該事業年度売上高)

280,161,000円

(事業の種類)

生産する農畜産物 水稲、麦、露地野菜

関連事業等の内容 農作業受託

(構成員の状況)

●●●●

なお、農地所有適格法人の要件である農地法第2条第3項各号は満たしてあります。

18ページをお願いします。

報告第9号

農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について

〔整理番号1〕

(法人の概要)

●●●●

(報告に係る土地の所在及び面積)

●●●●

(生産する農畜産物)

ミニトマト

(生産収量)

25,000kg

(反収)

5,000kg

(業務執行役員等の状況)

●●●●

19ページをお願いします。

報告第10号

農地改良届出について

〔受付番号1〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和8年4月13日から令和8年7月12日まで

以下、「受付番号2」までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長 上程議案並びに報告についてご審議をお願いします。
異議質問等ありませんか。

議 長 質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。
議案第5号から議案第7号及び報告第6号から報告第10号までを原
案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第5号から議案第7号及び報告第6号から報告
第10号までを原案通り決定します。
本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会
します。

午前10時25分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

1 3 番 _____

1 4 番 _____

本会議に参加した者

事務局長 石 川 晴 雄

課長補佐兼係長 酒 井 武 士

主任主査 高 橋 佑 斗

主 査 新 美 晶 子

主 事 加 藤 立 紀